



山形県公報

令和3年7月20日(火)
第223号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……769
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……770
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……771
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村整備課) ……772
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課) ……773
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(上山明新館高等学校) ……779
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……781

告 示

山形県告示第614号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ウ ッ デ ィ 歯 科	米沢市林泉寺二丁目3番30号	平成30.11.1
マエストロデンタルクリニック	東田川郡三川町大字猪子字大堰端317番地11	令和2.7.1
土 田 歯 科 医 院	寒河江市大字白岩207番地3	同 3.4.1
さ ゆ り ク リ ニ ッ ク	西置賜郡飯豊町大字萩生4362番地	同 5.1

えだまつ歯科口腔外科クリニック	東根市神町北五丁目5番17号	同
共栄堂薬局光ヶ丘店	酒田市光ヶ丘二丁目4番14号	同 6. 1
ウエルシア薬局長井本町店	長井市本町二丁目4番36号	同
クスリのアオキ金池薬局	米沢市金池六丁目4番42号	同 7. 1

山形県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
渡部医院
新庄市五日町720番地2
- 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
渡部外科胃腸科医院	渡部医院	令和 3. 6. 1

山形県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
マエストロデンタルクリニック	東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番地1	令和 2. 6. 15
えだまつ歯科口腔外科クリニック	東根市神町北五丁目5番17号	同 3. 4. 30
カイセイ調剤薬局中央店	新庄市鉄砲町1番26号 郷野目ストア中央店内	同 5. 31
土田歯科医院	寒河江市大字白岩207番地3	同 6. 23

山形県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
有限会社ナカタ薬局大町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	米沢市大町三丁目3番30号	令和3.1.31
山辺町社会福祉協議会訪問介護事業所	訪問介護	東村山郡山辺町大字大塚836番地1	同 3.27
山辺町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	居宅介護支援	東村山郡山辺町大字大塚836番地1	同
フレンド薬局東根	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東根市温泉町二丁目15番2-111号	同 3.31
グループホームあすなろ窪田	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	米沢市窪田町窪田1421番地1	同 4.30
グループホームあすなろ白旗	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	米沢市大字三沢字白旗老八の26113番地65	同
在宅支援サービス ゆたか	訪問介護	酒田市一番町1番地の17	同
グループホームあすなろ南陽	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	南陽市宮内2767番地15	同
寒河江市地域包括支援センター	介護予防支援	寒河江市中央二丁目2番1号	同 3.5.31
グランデージあすなろ川樋	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	南陽市新田577番地	同
土田歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	寒河江市大字白岩207番地3	同 6.23

山形県告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称

最上川土地改良区

2 事務所の所在地

東田川郡庄内町余目上梵天塚15番地

3 認可年月日

令和3年7月9日

山形県告示第619号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
大 江 町	1 者	西村山郡大江町大字本郷字大道下丙464番2
米 沢 市	1 者	米沢市大字長手字前小屋1285番ほか25筆
白 鷹 町	1 者	西置賜郡白鷹町大字広野字上広野2831番ほか1筆
鶴 岡 市	2 者	鶴岡市菱津字新興66番ほか17筆

2 認可年月日

令和3年7月13日

山形県告示第620号

次の開発行為は、完了した。

令和3年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和3年6月4日 指令村総建第162号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市大字野田字七クボ690番2、691番2、字藤タン574番3、574番4、574番7、692番4、576番1、576番2、576番3の一部、576番4の一部、579番の一部、580番、581番、582番（第1工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東根市大字若木字七窪5555番地の8 株式会社Otias

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月20日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

附則第5項第6号中「前5号」を「前6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種のために設置し、運営する会場において行われる作業であ

つて、医師、看護師、准看護師又は薬剤師が行う予診、接種、経過観察、体調急変時等の不測の事態への対処、薬剤の充填作業に関する作業

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）附則第5項第6号及び第7号の規定は、令和3年7月9日から適用する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県総務事務システム等運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 令和3年6月4日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社東北情報センター 新庄市十日町6162番10
- 5 落札金額 31,482,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年4月23日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,700 円	13,500 円	15,400 円	17,400 円	19,000 円	19,000 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同	同	同	44.4	1	同	11,700	13,500	15,400	17,400	19,000	19,000	単身可	
同 2号	同 18-51	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,000	18,500	18,500		単身可
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	11,900	13,700	15,700	17,700	19,000	19,000		単身可
同 4号	同 17-22	同	44.4	2	同	11,900	13,700	15,700	17,700	19,000	19,000		
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,000	18,500	18,500		
同	同	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,000	18,500	18,500		単身可
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	3	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500		同
同	同	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500		
同 2号	同 2-50	同	51.2	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500		
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500		単身可
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		
同 2号	同 21-26	同	59.3	2	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		
同 桜町アパー ト1号	同 桜町四丁 目12-16	同	58.4	2	同	19,200	22,200	25,400	28,700	32,700	37,800		

同 2号	同 12-20	同	61.0	1	同	20,400	23,600	26,900	30,400	34,700	40,100	
同 きたまちア パート2号	同 桧町三丁 目2-12	同	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600	
同 3号	同 2-9	同	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600	
同 あたごアパ ート	同 小白川町 五丁目27-15	3LDK	71.9	3	同	28,600	33,000	37,800	42,600	48,700	56,200	
同 東山住宅	同 大字十文 字6106	3DK	70.9	1	特定目的用 (身障者用)	26,400	30,500	34,900	39,300	45,000	51,900	単身可
同 日光アパー ト3号	同 天童市北久野本 四丁目14-3	同	62.9	1	一般用	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	
同 交り江アパ ート1号	同 交り江五 丁目10-1	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 天童駅西ア パート1号	同 駅西二丁 目2-27	同	61.0	1	同	18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500	
同 天童駅南ア パート2号	同 田鶴町四 丁目18-22	同	66.5	3	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 天童南部ア パート1号	同 南町三丁 目18-1	3LDK	79.9	2	同	29,000	33,500	38,300	43,200	49,300	56,900	
同 5号	同 18-5	2LDK	70.1	1	特定目的用 (高齢者等別 荘)	25,500	29,500	33,700	38,000	43,500	50,100	単身可
同 近江アパー ト1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	3DK	64.2	1	一般用	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 3号	同 同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	単身可
同 中原アパー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	64.6	2	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	同
同 同	同 同	同	69.4	2	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	同
同 同	同 同	同	69.4	2	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	

同 2号	同	2DK	53.4	1	同	17,600	20,300	23,300	26,300	30,000	34,600	单身可
同	同	3DK	69.4	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	同
同	同	同	69.4	2	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 長崎アパ ート	同 8035- 205	同	62.8	1	同	16,900	19,600	22,400	25,200	28,800	33,300	
同 南寒河江ア パート1号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	
同 谷地アパ ート	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	2	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 左沢アパ ート	同 大江町 大字藤田264- 3	同	59.3	2	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	单身可
同	同	同	59.3	5	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	
同 楯岡アパ ート	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	2	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同	同	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	单身可
同 楯岡中町ア パート	同 楯岡中町 5-1	同	63.7	1	同	19,900	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	同
同 東根中央ア パート2号	東根市中央四丁 目3-2	同	62.6	1	同	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,200	
同	同	同	64.2	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	同	64.2	1	同	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,600	
同 あけぼのア パート	北村山郡大石田 町大字大石田丁 277-4	2LDK	70.3	1	同	19,300	22,300	25,500	28,700	32,800	37,900	
同 大石田アパ ート	同 623-157 甲	3DK	59.4	2	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
※「寡婦又は寡夫」は、令和3年7月1日以降に入居決定した者においては「所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦」とする。
- (7) 令和3年7月1日以降に入居決定した場合で、入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁

長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年8月4日から同月10日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和3年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和3年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年7月20日

山形県立上山明新館高等学校長 佐藤 睦 浩

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山市仙石650番地 山形県立上山明新館高等学校 会議室（2階）
- (2) 日時 令和3年8月30日（月）午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 令和3年10月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 納入場所 山形県立上山明新館高等学校 情報処理室、プログラミング室2及び農業情報処理室
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和3年10月分から令和4年3月分までの6箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和3年10月分から令和4年3月分までの6箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 過去2年以内に、国又は地方公共団体とパーソナルコンピュータ若しくはソフトウェアの賃貸借又は保守サービスに係る契約を締結し、履行した実績を有すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

上市市仙石650番地 山形県立上山明新館高等学校事務室 電話番号 023(672)1701

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立上山明新館高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年8月18日（水）午前11時までに山形県立上山明新館高等学校事務室に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(6)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、この契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease and maintenance service of a computer for Yamagata Prefectural Kaminoyama Meishinkan High School: 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. August 30, 2021

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Kaminoya Mameishinkan High School, 650 Sengoku, Kaminoyama-shi, Yamagata-ken 999-3139 Japan TEL 023(672)1701

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和3年5月から同年6月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月20日

山形県監査委員	森	谷	仙	一	郎
山形県監査委員	星	川	純	一	
山形県監査委員	松	田	義	彦	
山形県監査委員	海	老	名	信	乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年山形県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施。

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関15箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
酒 田 特 別 支 援 学 校	令和3年5月18日	松田委員	—
長 井 高 等 学 校	令和3年5月19日	松田委員	—
農業総合研究センター水田農業研究所	令和3年6月7日	星川委員	松田委員
農業総合研究センター養豚研究所	令和3年6月7日	星川委員	松田委員
東 京 事 務 所	令和3年6月7日	星川委員	松田委員
大 阪 事 務 所	令和3年6月7日	森谷委員	海老名委員
名 古 屋 事 務 所	令和3年6月7日	森谷委員	海老名委員
病 害 虫 防 除 所 庄 内 支 所	令和3年6月7日	森谷委員	海老名委員
村 山 電 気 水 道 事 務 所	令和3年6月7日	森谷委員	海老名委員
農 林 大 学 校	令和3年6月10日	星川委員	松田委員
農業総合研究センター畜産研究所	令和3年6月10日	星川委員	松田委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	令和3年6月10日	森谷委員	海老名委員
最 上 電 気 水 道 事 務 所	令和3年6月10日	森谷委員	海老名委員

鶴岡電気水道事務所	令和3年6月11日	星川委員	松田委員
酒田電気水道事務所	令和3年6月11日	星川委員	松田委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 酒田特別支援学校

(イ) 前年度の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

通勤手当について、支給の始期を誤り、返納を要するもの 1件

令和2年8月支給分

既支給額 17,100円

正支給額 0円

要返納額 17,100円

ロ 農業総合研究センター水田農業研究所

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

調定額及び収入額を誤ったもの 2件 合計 268,949円

主な事例は以下のとおり

平成30年度産米精算金

誤調定額 41,597円

正調定額 301,715円

差額 260,118円

ハ 農林大学校

(イ) 入札事務が適切でないものがある。

(内容)

落札決定後に入札業者に対する資格審査を誤っていたことが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

令和2年度山形県農林大学校ぶどう雨よけハウス一部建替え工事

(ロ) 物品の管理が適切でないものがある。

(内容)

物品の取得及び処分に係る決裁が行われていないなど、手続が極めて不適切なもの

a 生産品に関する物品管理者への引継ぎ、受払の状況の整理等について、生産品受払簿による管理が行われていない

b 生産品の処分に際し、売却等の処分決議が行われていない

ニ 農業総合研究センター園芸農業研究所

(イ) 物品の管理が適切でないものがある。

(内容)

指定物品について、知事の承認及び不用決定の手続を行わずに廃棄したもの 3件

主な事例は以下のとおり

品名 DNAシーケンサー

取得価格 17,115,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認をした日から2箇月を超えてしていないものがある。(農林大学校)

ロ 財 産

(イ) 財産台帳（借受財産を含む）の記載が著しく滞っているものがある。(農業総合研究センター園芸農業研究所)

ハ 契 約

(イ) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたものがある。(最上電気水道事務所、鶴岡電気水道事務所、酒田電気水道事務所)

ニ 債 権

(イ) 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のものがある。(長井高等学校)

令和3年7月20日印刷
令和3年7月20日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県